

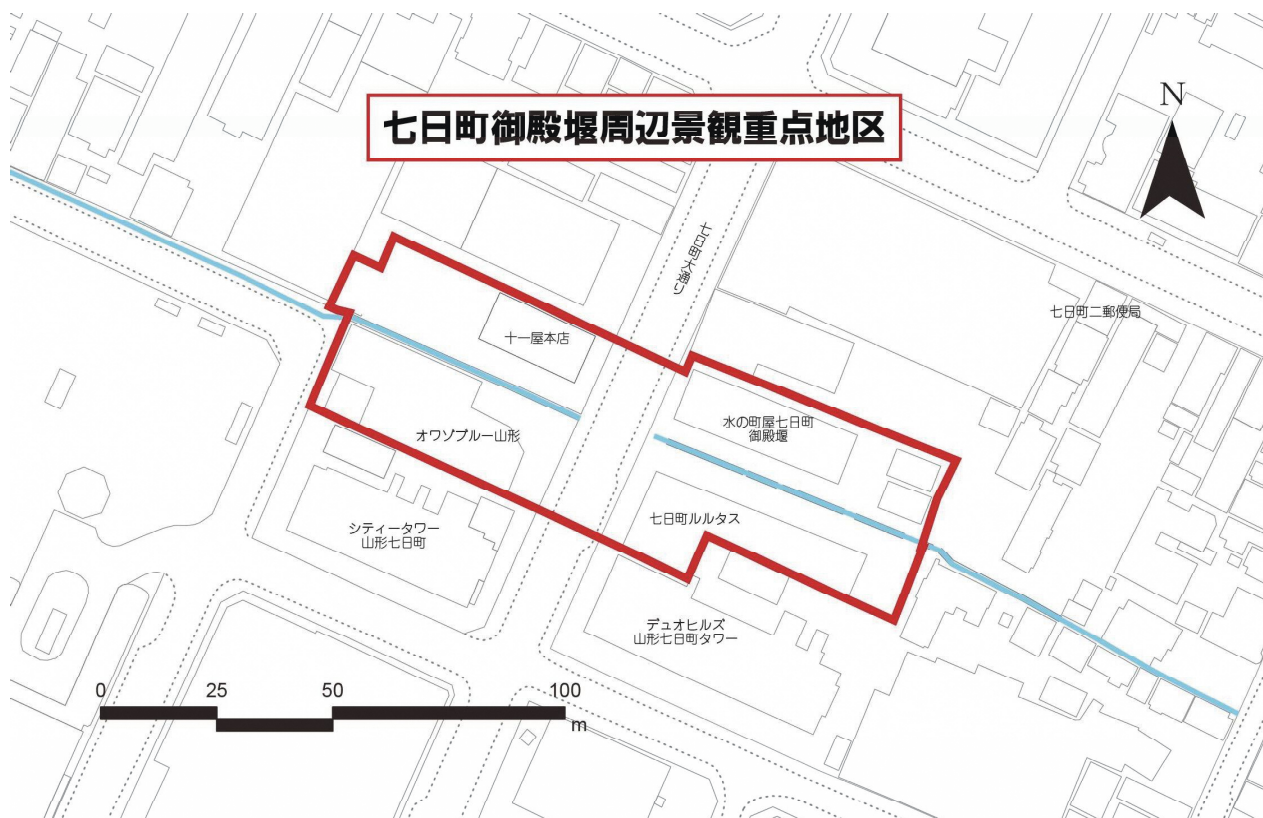
七日町御殿堰周辺景観重点地区における屋外広告物に関する規制内容について

山形市では、「御殿堰沿いを歩きながら街を回遊したくなるような場所」の構築を目指すため、地区の景観特性を活かした歴史・文化を感じる景観づくりを進めることを目的に、令和6年3月に七日町御殿堰周辺地区を「景観重点地区」に指定しました。

景観重点地区においては、建築物等の景観形成と一体となって、より積極的かつ重点的に屋外広告物の景観形成に取り組むため、屋外広告物設置基準を定めています。

屋外広告物の規制対象エリア

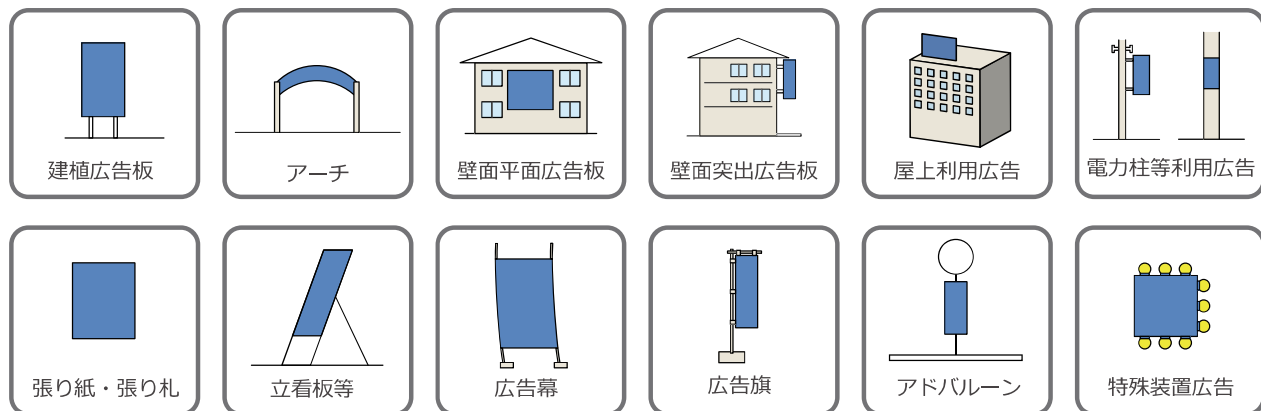
以下に示すエリア（七日町御殿堰周辺景観重点地区）が規制対象となります。



規制対象となる屋外広告物の区分・種類

七日町御殿堰周辺地区内における屋外広告物の設置に関しては、山形市屋外広告物条例に加え、形態・意匠、照明、規模などについて独自の設置基準を設けました。

●規制対象となる屋外広告物の種類



屋外広告物を新設・改修される場合

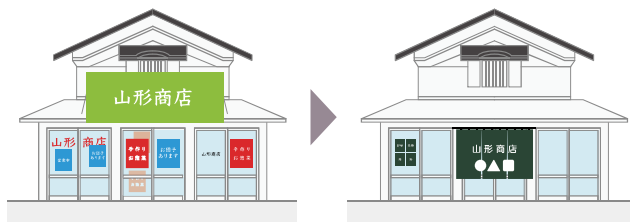
新しく屋外広告物の設置を予定している場合、または、屋外広告物を改修する予定がある場合は、あらかじめ、山形市まちづくり政策部まちなみデザイン課（☎023-641-1212（内線516））までご相談ください。

七日間御殿堀周辺景観重点地区の主な屋外広告物の設置基準（抜粋）

※詳細は「景観法に基づく行為の届出に係るガイドライン」をご覧ください。

●デザイン・店舗表現・色彩について

- 建築物壁面及び周辺の景観と調和するように配慮する。
- 容易に提出可能なはり紙・はり札などの屋外広告物について、貼り方、貼る場所は乱雑にならないように気を付けて提出する。
- 地色と文字に使用する色彩は、彩度 5.0 以下とする。（ただし、アクセントカラーに関する基準もあります）
- 店舗で使用する屋外広告物の色数をできるだけ少なくするように努め、色彩相互の調和に配慮する。



●素材について

- 光を強く反射する素材は使用しない。
- 建築物に調和した、自然素材を積極的に使用する。



木材の看板



石材の看板



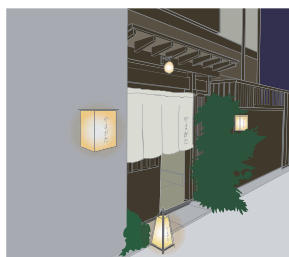
反射を抑えた金属の看板



布材の看板

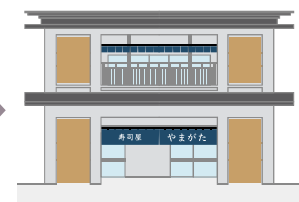
●照明について

- 照明を使用する場合は、暖色系を用いて眩しさを抑えた落ち着いた雰囲気的光となるよう工夫する。



●規模について

- 必要最小限の種類・数とする。
- 店舗単位での屋外広告物全体の合計表示面積について、七日町大通り沿いは 10 ㎡以下、御殿堀沿いは 5 ㎡以下とする。
- 異なる種類の屋外広告物は、壁面に対して重なり合わないよう配慮する。（壁面への直列の掲出）
- 壁面への同様の屋外広告物の重複をさける。



お問い合わせ先

●山形市 まちづくり政策部 まちなみデザイン課

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号 TEL : 023-641-1212（内線516） FAX : 023-624-8903

E-mail : machinami@city.yamagata-yamagata.lg.jp

●公式ホームページ URL : <https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp>